

## 佐賀県グラウンド・ゴルフ協会専門委員会規則

**第1条** 佐賀県グラウンド・ゴルフ協会（以下「協会」という。）規約第22条の規定に基づく専門委員会として、次の委員会を設置する。

- 1 総務委員会
- 2 指導者育成委員会
- 3 ルール委員会

**第2条** 専門委員会は、協会規約第4条に規定された事項のうち、次の事項について審議する。

- 1 総務委員会
  - (1) 普及・振興に関すること
  - (2) 広報活動に関すること
  - (3) その他、他の委員会に属さない事項に関すること
- 2 指導者育成委員会
  - (1) 指導者の育成に関すること
  - (2) 指導者の研修に関すること
  - (3) その他、指導者に関すること
- 3 ルール委員会
  - (1) 競技規則等に関すること
  - (2) 競技会の開催に関すること
  - (3) 競技会の運営に関すること

**第3条** 専門委員会に次の委員を置く。

- (1) 委員長1人
- (2) 委員若干人

**第4条** 委員は、協会の普及指導員の中から選出し、理事会に諮って会長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員の中で互選する。

**第5条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

**第6条** 委員会は、理事長が招集し、委員長がその議長となる

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

## 附 則

---

- 1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。